●特定事業所集中減算の流れ（後期分）について

事業所の所在する市町村は、秦野市ですか。

いいえ

事業所の所在市町村の指示に従い、
必要な手続きを行ってください。

はい

「報告書」を作成した結果、各サービスの紹介率最高法人の割合が、いずれか１つのサービスでも８０％を超えていますか。

はい

「報告書（別紙）」に必要事項を記入の上、「報告書」とともに、提出期限までに高齢介護課へ提出してください。

【提出期限】　後期分：３月１５日まで

いいえ

この「報告書」について、市への提出は不要です。事業所内で５年間大切に保管してください。

また、「報告書（別紙）」については記入の必要がありません。

提出された「報告書」及び「報告書（別紙）」の内容について、「特定事業所集中減算「正当な理由」の判断基準」に基づき、「正当な理由」のいずれかのケースに該当するか否かの**審査**を行います。

審査にあたっては、報告書の記載内容及び関連事項について、事業所に問い合わせる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

審査結果の通知について、提出期限までに「報告書」を提出した事業所には、４月２０日を目処に発送します。

上記の通知により、「正当な理由」のいずれにも該当しないとの審査結果が示された事業所について、４月１日～同年９月末のサービス提供分の報酬について減算請求が必要となります。

「報告書」及び「報告書（別紙）」を提出する際には、必ず控えをとるとともに、報告書等の記入内容の根拠となる書類（記入済の**「居宅サービス事業所の選択に関する説明についての確認書」など）と一緒に、事業所内で保管しておいてください。実地指導等の際に確認します。**